

## 建設工事における前払金の使途拡大について

国が前払金の使途を拡大した特例措置の恒久化を決定したことに伴い、当市においても前払金の使途拡大の取扱いを行うこととしましたので、お知らせします。

### 1 前払金の使途拡大内容

前払金の100分の25を超える額を除き、現場管理費（労働災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充当できるものとします。

### 2 適用対象となる前払金

令和7年10月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）

### 3 前払金の払出について

- ・前払金の払出手続等については、保証事業会社にお問い合わせください。
- ・前払金額が請負代金の10分の4以内であることに変更はありません。
- ・委託業務等は対象外ですので、ご注意ください。